公契約に関する協議会設置要綱

(目的)

第1条 学識経験者、事業者団体及び労働者団体の意見等を踏まえて、公契約条例等、公契約に関する 課題の検討を行うため、公契約に関する協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(意見を求める事項)

- 第2条 協議会は、次の事項について、専門的見地等に基づく意見を聴取する。
 - (1) 現在の社会状況、賃金実態等の分析
 - (2) 賃金実態の課題に対する対応策
 - (3) 公契約条例に関する課題

(設置期間)

第3条 協議会の設置期間は、平成26年3月31日までとする。

(委員)

- 第4条 協議会は、次の者のうちから選定した委員5名程度をもって構成する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 建設事業者団体に属する者
 - (3) 一般委託事業者団体に属する者
 - (4) 労働者団体に属する者
- 2 委員の任期は、会議設置の日から平成26年3月31日までとする。

(会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長を置き、会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 2 副会長は、会長が指名し、会長が不在のときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 協議会は、会長が議長となる。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、産業労働局労政福祉課、県土整備局県土整備経理課及び会計局調達課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成25年7月5日から施行する。